

七月三十一日我報東電報等組合並に東電従業員等組合は左の如き陳明書を貴社に提出した。
東電従業員組合の一部要切幹部共は今や會社とグルになつて従業員の眞の要求を握りつぶさんと嘘八百の通
宣傳に夢中になつてゐる故茲に嘆願書の全文を発表する次第である。

嘆願書 (全文)

左の項目について再び嘆願いたします。

一、伊藤俊夫、仲安一兩君を復職されたきこと。

理由

兩君解雇の理由として會社の發表されたものによれば「勤務時間中集會を催し」「社則違反」云々とありますが事實は全くこれに相違してゐるのであります。これは恐らく七月十二日午後二時半本倉庫に於てなされた報告を指すものと思はれますが、御承知の通り午後二時半は本倉庫に於ては所謂「二時半の休み」になつて居ります。

従業員は自由な時間である休憩時間中に、何等かの報告をしたことが果して社則違反でありませうか。にもか、はらず會社はこの「勤務時間中」と「社則違反」を盛に宣傳して居られますが、われ／＼従業員はその眞意の諒解に苦しむのであります。

然もことは自分自身の問題ではなくて六名の餓首者、ひいては一萬三千の全従業員の運命に關する一大重大問題であります。更にこの報告なるものも、前日の會社の態度と翌十二日の會社の態度があまりに豹變して居つた、め勢ひ報告せざるを得なかつたのであります。

といふのは芝浦支倉庫に於て六名の無辭令者が解雇された、め芝浦及び本倉庫の全従業員は一致してその復職を嘆願することになり兩君を代表者として本月十一日會社に出頭させたのであります。

これに對して古屋課長は「會社にも落度があつた、だから辛西商會に會社から話をつけ、六名には即時辭令を交附しよう」と固く約束されたので兩君は喜んでこのことを職場に報告し、翌十二日にはその結果をき、に行つたのであります。

ところが意外には會社はその日、あれ程固く約束されたにもか、はらず、全然態度を翻し、六名に對して何等法を講じられないばかりか、「六名は會社の人間ではない、従つて會社の知つたことではない」と挑戰的な放言をされたのであります。その會社のあまりの豹變、無信義に驚いた伊藤、仲の兩君は職場に歸り、二時半の休みを利用してこれを報告したのであります。

ところが早川倉庫係長は如何なる計畫があつたものか、直ちに日比谷署の警官十數名を呼んで同君外五名を檢束させ拘留にさせてしまつたのであります。同君等の餓首はこの拘留中に行はれたのであります。

以上によつてもこの報告が勤務時間中ではなくて休憩時間中であり、又同君等がかやうな報告をなさざるを得なかつたのは正に會社の無責任な約束と態度の豹變にあることは明かでありませぬ。

然も同君等は高潔なる人格者として全従業員の敬慕を集めて居つた模範従業員であります。

事情はかくの如くであるにもか、はらず、會社は一回の事實調査もされず、同君等の辯明をも聞かれず、直ちに同君等を餓死につき落す餓首の處置を取られたことは明かに失當であると信するのであります。

惨酷冷酷、偽瞞的な裁判所に於てさへ一應は被告の云ひ分を聞くのであります。

二、横山君外五名を復職させ辭令を交附されたきこと。

理由

すでに(一)の理由に於ても明なごとく、古屋課長すらが會社の非を認められ、同君等が會社のものであることは認められてゐるのであります。

即ち同君等六名はわれ／＼の入社を全く同様に會社の僱員として入社し、給料も會社から支給され、辭令も「二三ヶ月後には必ず出す」と言明されてゐたのであります。

それ故同君等も勿論そのつもりで職務に精勵し今日に至つたのであります。辭令の交附があまりのび／＼になつてゐるため、古屋課長に交渉した所、同課長は「調査して一日も早く出す」と言明されたのであります。

これ等の事實からしても同君等が會社の僱員でないといふ如きは奇怪極まることなのであります。

然るに今月六日突如辛西商會から同君等に對し、致から棒に「もう使はぬ」といつて來たのであります。驚いて調査すると同君等の籍は何時の間にか會社からひそかに辛西商會に移されてゐたのであります。

依つて前記伊藤、仲の兩君を代表者として會社に交渉しました所、十一日には會社のものであることを認められ十二日には會社のものではないといはれてゐるのであります。

そして守衛に命じて門を固めさせ同君等を一步も職場に入れないのであります。

然し以上の理由によつて同君等が會社の僱員であり又その餓首が會社のものであることは、明かでありませぬから責任を辛西商會に轉嫁されず、同君等を復職せしめ辭令を交附されるやう嘆願いたします。

三、今後絶対に餓首をせざる旨聲明されたきこと。

理由

會社は去る十六日付を以て「失職者を出さざる方針の下に努力しつゝあり」との聲明書を發せられました。が、方針の下に努力だけでは全く信頼が出来ず、又現にその聲明がありながら前記六名、つゞいて二名、更には静岡に於て七名の不當轉勤がある等、われ／＼従業員はその不安のために安心して職務につき得ない状態にあります。それ故、眞に會社が今後餓首しないならば、「今後絶対に餓首しない」旨の聲明を文書を以てされたのであります。

又若し會社が眞に餓首をしないのであつたならば、その聲明書を發することは易々たるものであらうと信ずるのであります。